

青森市民図書館雑誌スポンサー制度に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市民図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、青森市広告取扱要綱（平成17年6月28日実施。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書資料を広告媒体として活用することにより、民間事業者等の情報発信の場を提供するとともに、青森市民図書館（以下「図書館」という。）の図書館資料を確保し、もって図書館利用サービスの向上に資することを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサーとは、図書館が別に定める雑誌リストの中から、広告表示を希望する雑誌（以下「提供雑誌」という。）の購入費用を負担し、図書館に提供する者をいう。

- 2 図書館は、提供雑誌の最新号にカバーを掛け、カバー表紙側には雑誌スポンサー名を、カバー裏表紙側には雑誌スポンサーの希望する広告を表示するものとする。
- 3 前項の広告は、雑誌スポンサーが用意するものとし、その規格等は別図のとおりとする。
- 4 前2項に規定する広告の内容、開始時期については市の許可を受けなければならない。
- 5 提供雑誌の配架場所は、図書館が決定する。

(雑誌スポンサーの資格要件)

第4条 雑誌スポンサーの資格要件は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市税を滞納していないこと。
 - (2) 青森市から指名の停止を受けていないこと。
 - (3) 雑誌スポンサー（法人の場合にあっては、その役員を含む。以下同じ。）又は使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係がないこと。
 - (4) 要綱第3条第1項各号に規定する制限業種及び者でないこと。
- 2 雑誌スポンサーは、企業、商店、団体等を対象とし、個人を対象としない。
 - 3 自らが発行する雑誌の雑誌スポンサーとなることはできないものとする。

(雑誌の提供及び広告の表示期間)

第5条 雑誌の提供は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間

の途中に申込みがあった場合は、その翌月から3月31日までとする。

- 2 期間満了の3ヶ月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意志表示がない場合は自動的に更新できるものとし、以後3年目まで同様とする。
- 3 広告の表示期間は、提供雑誌最終号の次号発行日の前日までとする。

(雑誌スポンサーの申込み)

第6条 雑誌スポンサーを希望する者(以下「申込者」という。)は、青森市雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 広告図案
- (2) 会社概要等(業種等がわかるもの)
- (3) 納税状況の確認に係る税情報確認同意書(様式第2号)又は納税証明書(第4条第1項第1号が確認できるもの)
- (4) 雑誌スポンサー申込資格誓約書(様式第3号)
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(雑誌スポンサー及び広告内容の決定等)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、前条各号に掲げる提出書類に基づき、雑誌スポンサー可否及び広告内容を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による選考結果について、当該申込者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知書を受け取った申込者は、速やかに市長と覚書を締結するものとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第8条 雑誌スポンサーは、表示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告内容等の変更)

第9条 雑誌スポンサーは、広告等に関する変更があるときは、雑誌スポンサー変更申請書(様式第4号)により協議の上、年4回まで変更できるものとする。

- 2 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合は、市民図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができるものとする。

(提供雑誌の納品及び代金の支払)

第10条 雑誌スポンサーは、提供雑誌の最新号発行後市内の書店等から速やかに図書館に提供雑誌を納品し、提供雑誌の代金を支払うものとする。

(スポンサー資格の取消)

第11条 雑誌スポンサーの決定後において、スポンサー資格が第4条各号のいずれかに該当することが判明したときは、その決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、当該取消の日以後の雑誌の提供及び雑誌の配架並びに広告の表示を行わないものとする。

3 第1項の規定による決定の取消しにより、スポンサー等に損害があっても、市はその責めを負わない。

(雑誌の所有権)

第12条 提供雑誌は、図書館に帰属するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月11日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年5月1日から実施する。

税情報確認同意書

年 月 日

青森市長 様

申込者
住所（所在地）
名 称
代表者氏名

⑩

私は、青森市雑誌スポンサーの申込みに当たり、当該申請要件を満たしていることを証するため
に必要な範囲内において、青森市が保有する市税の賦課徴収に関する情報を確認することに同意し
ます。

雑誌スポンサー申込資格誓約書

年 月 日

青森市長 様

申込者
住所（所在地）
名 称
代表者氏名

⑩

青森市民図書館雑誌スポンサーへの申込みに当たり、下記の申込資格を全て満たしていることを誓約します。

記

- （1） 青森市から指名停止を受けていないこと。
- （2） 申込者（法人の場合にあっては、その役員を含む。以下同じ。）又は使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係がないこと。
- （3） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しないこと。

雑誌スポンサー変更申請書

年 月 日

青森市長 様

申込者

住所（所在地）

名 称

代表者氏名

⑩

青森市民図書館スポンサー制度に関する要領の規定に基づき、提供雑誌・広告内容等の変更を申請します。

記

1 変更提供雑誌

変更前の提供雑誌	
変更後の提供雑誌	
変 更 理 由	

2 変更広告図案

広告内容変更理由

添付書類

・ 広告図案

・ その他資料（ ）

3 その他の変更

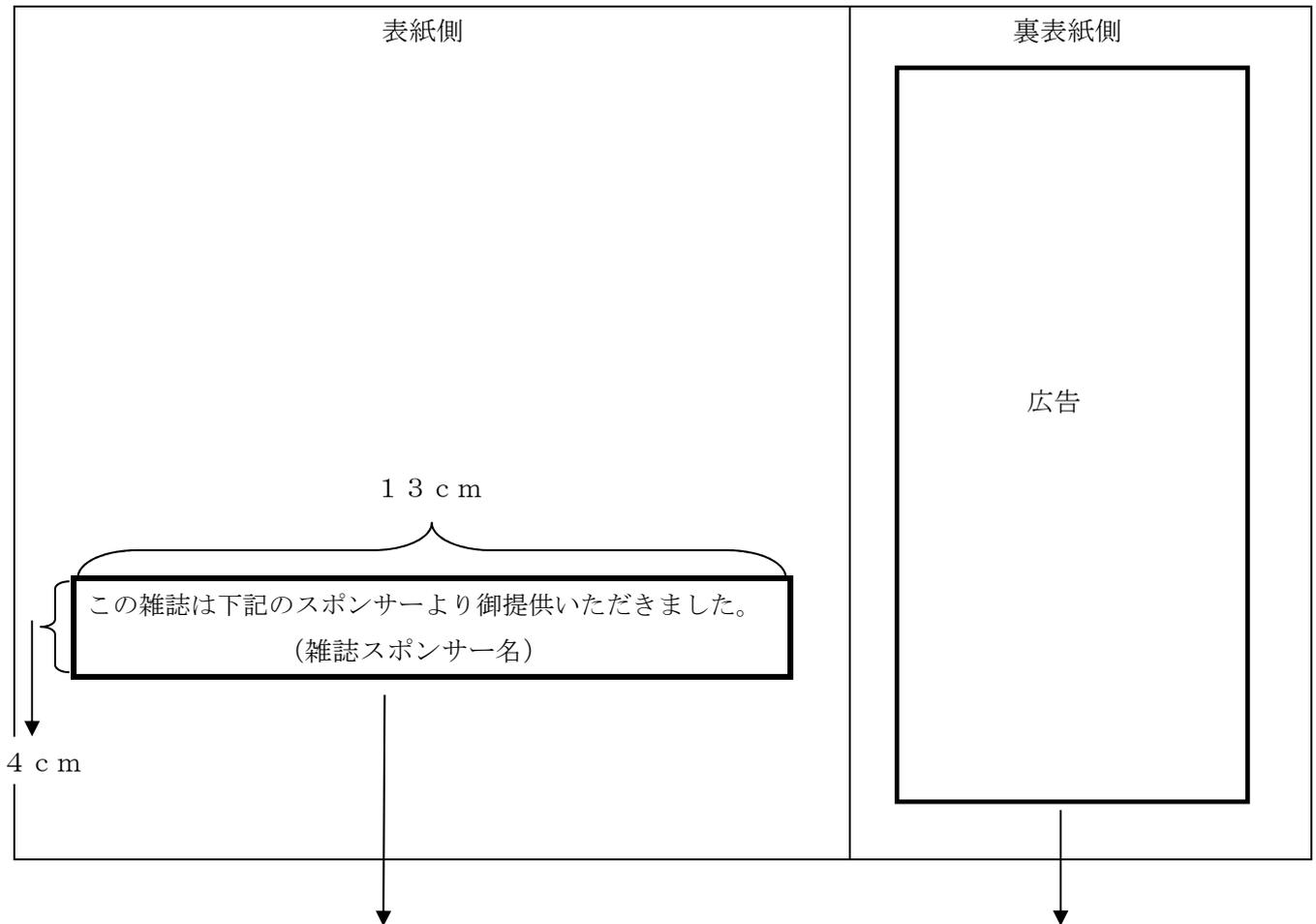
変更理由

添付書類

・ 変更となる理由が分かる資料（ ）

広告の規格等

最新号カバー



1 雑誌スポンサー名の表示

(1) 規 格

縦4 cm × 横 約13 cm以内

(2) 貼付位置

雑誌表紙側

雑誌カバー底辺から8 cm程度上部の中央

(3) 規格及び貼付位置は、雑誌の大きさにより

調整することがある。

2 広告の表示

(1) 規 格

雑誌の縦横の寸法未満

(2) 貼付位置

雑誌裏表紙側

雑誌カバーに表示できる範囲